

東海防衛支局次長等の専決及び代決に関する達を次のように定める。

平成27年4月1日

東海防衛支局長 辻 秀夫

東海防衛支局次長等の専決及び代決に関する達

改正 平成28年3月31日東海防衛支局達第2号

改正 平成30年4月2日東海防衛支局達第1号

改正 平成30年11月30日東海防衛支局達第2号

(趣旨)

第1条 この達は、東海防衛支局長（以下「支局長」という。）が決裁する事務の処理に係る専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この達において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 専決 当該事項について、常に支局長に代わって決裁することをいう。
- (2) 代決 支局長又は当該事項について専決の権限を有する者が不在の場合（出張、休暇その他の理由により支局に存庁しない場合をいう。以下同じ。）において、臨時的に支局長又は当該専決の権限を有する者に代わって決裁することをいう。
- (3) 決裁処理 支局長による決裁及び専決の権限を有する者による専決並びに代決をいう。
- (4) 各課等 総務課、会計課、施設企画課、周辺環境整備課、防音対策課、施設補償管理課、装備課及び岐阜防衛事務所をいう。
- (5) 各課等の長 総務課長、会計課長、施設企画課長、周辺環境整備課長、防音対策課長、施設補償管理課長、装備課長及び岐阜防衛事務所長をいう。

- (4) 各課等 総務課、会計課、施設企画課、周辺環境整備課、防音対策課、施設補償管理課、装備課及び岐阜防衛事務所をいう。
- (5) 各課等の長 総務課長、会計課長、施設企画課長、周辺環境整備課長、防音対策課長、施設補償管理課長、装備課長及び岐阜防衛事務所長をいう。

(次長及び各課等の長の専決事項)

第3条 東海防衛支局における専決及び代決については、支局長がこの達に準ずるものとして別に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

- 2 東海防衛支局次長（以下「次長」という。）の専決事項（当該次長が整理すべき事務に関するものに限る。以下同じ。）は、重要又は異例に属するものを除き、別表第1に掲げるもの及び同表に掲げるものに準ずるものとして支局長が次長の専決を適当と認めるものとする。
- 3 各課等の長の専決事項は、重要又は異例に属するものを除き、別表第2に掲げるもの及び同表に掲げるものに準ずるものとして支局長が各課等の長の専決を適当と認めるものとする。
- 4 専決を行う者が休暇、退職その他の理由により長期にわたり支局に在庁しないこととなる場合又は人事異動に伴い当該官職が相当の期間にわたり欠員となる場合（事務代理をする者又は事務取扱をする者が指定される場合を除く。）にあつては、別に定める場合を除き、次長の専決事項は、第2項の規定にかかわらず支局長が決裁し、各課

等の長の専決事項は、前項の規定にかかわらず次長が専決するものとする。

5 次の各号に掲げる場合の決裁又は専決は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 支局長による決裁を必要とするもの及び専決事項に該当するものを一括して同一起案文書として整理する必要がある場合、当該起案文書は専決事項に該当するものも含め、支局長が決裁するものとする。

(2) 次長専決事項に該当するもの及び各課等の長の専決事項に該当するものを一括して同一起案文書として整理する必要がある場合、当該起案文書は各課等の長の専決事項に該当するものも含め、次長が専決するものとする。

(代決)

第4条 代決は、当該事務について、至急に決裁処理を行わなければならない場合その他のやむを得ない事情がある場合において決裁処理を行う者が不在の場合に限り行うことができるものとする。

2 重要又は異例に属する事務についてやむを得ず代決を必要とする場合にあっては、予め支局長の了解を得るよう努めなければならない。ただし、事務の性質上その暇がない場合その他の特別な事情がある場合を除く。

3 支局長決裁事項（第3条第4項の規定により支局長決裁事項とするものを含む。）の代決にあっては、次長が行うものとする。

4 次長専決事項（第3条第4項の規定により次長専決事項とするものを含む。）の代決にあっては、別表第1の右欄に掲げるものについて、同表の左欄に掲げる事務を所掌する各課等の長が行うものとする。

5 代決を行った者は、当該事項が重要又は異例に属するものであるときは、速やかにその権限を有する者に報告しなければならない。

(再委任)

第5条 次長は、第3条第1項の規定により委任を受けた専決事項について、次の各号に掲げる基準に従い、予め支局長の承認を得たときは、当該専決事項を各課等の長に委任することができる。

(1) 当該専決事項を委任することにより事務の一層の効率化に資すること。

(2) 委任する事項が2以上の課等の所掌に係るものでないこと。

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この達は、平成30年12月1日から施行する。

別表第1（第3条第2項関係）

事務を所掌する各課等	専決事項
各課等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法令、規則及びこれに準ずる通達等（以下「法令等」という。）並びにこれらの解釈の周知に関すること。 (2) 航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）第7条第5号による自衛隊に属する航空機への搭乗の依頼に関すること。 (3) 自衛隊施設内の立入制限施設への立入の申請に関すること。 (4) 調査及び統計の作成並びにこれらに係る資料の収集に係る依頼等並びに結果等の報告に関すること。 (5) 所掌事務に係る法令等に基づく定期的かつ定型的な報告及び通知に関すること。 (6) 所掌事務遂行上の必要性に基づき、部外の団体の構成員として各課等の長及び報道官を加入させる手続きに関すること。
総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報流出防止に係る隊員に対する指導の実施結果に関する報告に関すること。 (2) 情報保証に係る自己点検の報告に関すること。 (3) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づく職員の給与及び公務又は通勤による災害の補償に関すること（会計課の所掌する事務に属するものを除く。） (4) 児童手当の受給資格等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する訓令（平成24年防衛省訓令第13号）に基づく児童手当の認定に関すること。 (5) 非常勤職員及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第44条の5第1項及び第45条の2第1項の規定に基づき再任用された職員（以下「再任用職員」という。）に係る社会保険及び雇用保険の手続きに関すること。
会計課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 支局の庁舎及び支局の職員の宿舎に供される行政財産の管理に係る手続きに関すること（施設補償管理課の所掌する事務に属するものを除く。）。 (2) 支局の庁舎及び支局の職員の宿舎の営繕に係る手続きに関すること（施設補償管理課の所掌する事務に属するもの及び代行機関の行う事務を行う場合を除く。）。 (3) 国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号。以下「市町村交付金法」という。）第7条及び第8条に規定する通知に関すること（支局の庁舎及び支局の職員の宿舎に係るものに限る。）。

施設企画課	<p>(1) 合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和37年総理府令第42号。次号から第6号までにおいて「省令」という。）第4条第2項に規定する損害賠償請求書の送付に関すること。</p> <p>(2) 省令第5条第2項に規定する損害状況等報告書の送付に関すること。</p> <p>(3) 省令第8条第2項に規定する支払報告書の作成及び送付に関すること。</p> <p>(4) 省令第11条に規定する通知に関すること。</p> <p>(5) 省令第12条第2項に規定する公務外損害補償請求書等の送付に関すること。</p> <p>(6) 省令第15条第2項に規定する報告に関すること。</p>
周辺環境整備課	<p>(1) 防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号。以下「周辺対策補助金等交付事務取扱規則」という。）第6条第2項に規定する補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消し若しくはその決定の内容の重要なものの変更の報告に関すること（周辺環境整備課の所掌する事務に属するものに限る。次号において同じ。）。</p> <p>(2) 周辺対策補助金等交付事務取扱規則第9条に規定する補助金等の交付事務の処理状況の報告に関すること。</p>
防音対策課	<p>(1) 周辺対策補助金等交付事務取扱規則第6条第2項に規定する補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消し若しくはその決定の内容の重要なものの変更の報告に関すること（防音対策課の所掌する事務に属するものに限る。次号において同じ。）。</p> <p>(2) 周辺対策補助金等交付事務取扱規則第9条に規定する補助金等の交付事務の処理状況の報告に関すること。</p> <p>(3) 飛行場等周辺の移転補償等の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第89号。次号において「移転補償訓令」という。）第19条に規定する土地の所有権移転登記の嘱託に関すること。</p> <p>(4) 移転補償訓令第21条に規定する移転等補償金及び土地代金等の支払報告書の作成及び報告に関すること。</p>
施設補償管理課	<p>(1) 駐留軍の制限水域に存する漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第62号。次号において「駐留軍漁業等補償訓令」という。）第14条に規定する漁業補償処理報告書に関すること。</p> <p>(2) 駐留軍漁業等補償訓令第26条に規定する通知に関すること。</p>

- (3) 自衛隊の訓練等に必要な制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第63号）第26条に規定する漁業補償処理報告書に関すること。
- (4) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第13条に基づく損失補償の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第90号。次号において「周辺損失補償訓令」という。）第4条に規定する送付に関すること。
- (5) 周辺損失補償訓令第7条第2項に規定する損失補償支払完了報告書に関すること。
- (6) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第10条の規定に基づく実地監査に係る通知及び資料の提出に関すること。
- (7) 防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号。以下「国有財産取扱規則」という。）第8条ただし書に規定する管理人の居住に関すること（会計課の所掌する事務に属するものを除く。）。
- (8) 国有財産取扱規則第9条に規定する管理人居住調書に関すること（会計課の所掌する事務に属するものを除く。）。
- (9) 国有財産取扱規則第11条に規定する土地及び建物以外の財産の取得（同条ただし書に係るものを除く。）に関すること。
- (10) 国有財産取扱規則第13条に規定する登記の嘱託に関すること。
- (11) 国有財産取扱規則第15条に規定する行政財産の種別替に関すること。
- (12) 国有財産取扱規則第16条に規定する行政財産の所属替に関すること。
- (13) 国有財産取扱規則第17条に規定する行政財産の用途変更に関すること。
- (14) 国有財産取扱規則第18条に規定する建物の移築又は改築に関すること。
- (15) 国有財産取扱規則第19条に規定する行政財産の使用の承認及び報告に関すること。
- (16) 地方公共団体の財産を占有するための許可に係る手続きに関すること。
- (17) 他の各省各庁等の財産の使用承認に係る手続きに関すること。
- (18) 国有財産取扱規則第20条に規定する行政財産の他の部局による使用に関すること。
- (19) 国有財産取扱規則第21条に規定する行政財産の使用の許可に関すること。
- (20) 国有財産取扱規則第22条第2項及び第3項に規定する行政財産の用途廃止に関すること。
- (21) 国有財産取扱規則第25条に規定する普通財産の譲与又は売払いに係る通知に関すること。
- (22) 国有財産取扱規則第27条第1項に規定する協議に関すること。

- ること。
- (23) 国有財産取扱規則第28条に規定する一般の使用等の許可に係る通知に関すること。
 - (24) 国有財産取扱規則第29条に規定する報告に関すること。
 - (25) 国有財産取扱規則第34条に規定する他人の占有する土地への立入に関すること。
 - (26) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第31条の3第1項に規定する境界を確定するための協議に関すること。
 - (27) 国有財産取扱規則第35条第2項に規定する報告に関すること。
 - (28) 国有財産取扱規則第36条第2項に規定する台帳への記録に関すること。
 - (29) 国有財産取扱規則第37条第2項に規定する台帳の附属図面の更正に関すること。
 - (30) 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号。以下「施設取扱訓令」という。）第6条第1項に規定する国有財産供用通知書に関すること。
 - (31) 施設取扱訓令第7条第3項及び第4項に規定する協議並びに国有財産仮供用通知書の送付に関すること。
 - (32) 施設取扱訓令第8条第2項に規定する協議及び国有財産供用廃止通知書の送付に関すること。
 - (33) 施設取扱訓令第11条第3項に規定する協議に関すること（同訓令第15条において準用する場合を含む。）。
 - (34) 施設取扱訓令第12条に規定する国有財産使用許可書の交付に関すること（同訓令第15条において準用する場合を含む。）。
 - (35) 施設取扱訓令第13条に規定する通知に関すること（同訓令第15条において準用する場合を含む。）。
 - (36) 施設取扱訓令第14条第3項に規定する飛行場部外者使用状況報告書に係る通知及び報告に関すること（同訓令第15条において準用する場合を含む。）。
 - (37) 施設取扱訓令第17条に規定する依頼及び協議に関すること。
 - (38) 施設取扱訓令第23条に規定する送付及び通知に関すること。
 - (39) 市町村交付金法第7条及び第8条に規定する通知に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。
 - (40) 提供施設の管理、緩衝地帯の整備等に係る工事の事務処理手続に関する訓令（平成19年防衛省訓令第132号。以下「施設管理等工事手続訓令」という。）第10条に規定する工事契約締結報告書に関すること。
 - (41) 施設管理等工事手続訓令第11条に規定する工事完成状況報告書に関すること。

	<p>(4 2) 施設管理等工事手続訓令第 1 7 条に規定する工事契約締結報告書に関すること。</p> <p>(4 3) 施設管理等工事手続訓令第 1 8 条に規定する工事完成状況報告書に関すること。</p> <p>(4 4) 駐留軍の用に供する土地等の賃借等の処理に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 7 6 号。）第 5 5 条の規定による賃（転）貸人への賃借契約期間更新依頼等に関すること。</p>
<p>装備課</p>	<p>防衛産業の見学等に関する便宜の供与に関すること。</p>

別表第2（第3条第3項関係）

専決する者	専決事項
各課等の長	<p>(1) 給食実施機関に対する給食の依頼に関する事。</p> <p>(2) 宿泊実施機関に対する宿泊休養の依頼に関する事。</p> <p>(3) 不動産登記簿、商業登記簿、公共物の台帳の謄抄本、住民票の写し及び戸籍謄抄本等の交付並びにこれらの閲覧の申請に関する事。</p> <p>(4) 所掌事務遂行上の必要性に基づき、部外の団体の構成員として職員を加入させる手続きに関する事（支局長、次長、各課等の長及び報道官に係るもの並びに職員を新規に加入させる場合を除く。）。</p>
総務課長	<p>(1) 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）第16条に規定する試験実施機関の事務及び第17条に規定する採用試験に関する報告に関する事。</p> <p>(2) 職員及び新規採用予定者の身体検査に係る依頼に関する事。</p> <p>(3) 支局の職員からの申請に係る当該職員についての在職証明、諸手当認定証明その他の人事上の証明書の発行に関する事。</p> <p>(4) 叙位及び叙勲の上申に係る市町村長（特別区の区長を含む。）に対する戸籍謄本又は除籍謄本及び刑罰等調書の交付依頼に関する事。</p>
会計課長	<p>(1) 庁用自動車の管理及び運行に係る各県公安委員会への届出に関する事。</p> <p>(2) 庁用自動車の保管場所の確保に係る手続きに関する事。</p> <p>(3) 非常勤職員及び再任用職員の給与に係る労働保険料の申告に関する事。</p> <p>(4) 源泉徴収票等の法定調書の報告に関する事。</p> <p>(5) 支局の庁舎及び支局の職員の宿舎の営繕（代行機関の行う事務を行う場合に限る。）に係る手続きに関する事。</p> <p>(6) 職員の宿舎及び自動車の保管場所の貸与に係る手続きに関する事。</p> <p>(7) 国家公務員等の有料宿舎の使用料の算定について（昭46.3.27付蔵理第1289号。）の第8項第3号イの規定に基づく宿舎の維持管理機関に対する報告</p>
防音対策課長	<p>(1) 住宅防音工事助成事務に関する事務委託契約状況報告書の作成及び地方協力局長への報告に関する事。</p> <p>(2) 飛行場周辺における航空機騒音の測定結果の支局ホームページへの掲載の承認に関する事。</p>

施設補償管理課長	<ul style="list-style-type: none">(1) 仮の固定資産税評価額の交付の依頼に関する事。(2) 行政財産の使用料に関する通知に関する事。(3) 特別借受宿舎に係る模様替工事についての協議に関する事。
装備課長	<ul style="list-style-type: none">(1) 愛知県名古屋飛行場管理規則（平成16年愛知県規則第71号。次号において「名古屋飛行場管理規則」という。）第7条に規定する愛知県名古屋飛行場内の立入制限区域内における立入許可申請に関する事。(2) 名古屋飛行場管理規則第8条に規定する愛知県名古屋飛行場内の立入制限区域内における車両運転許可申請及び車両運行許可申請に関する事。